

会 議 録

会議の名称	平成28年度第3回東村山市障害者自立支援協議会定例会				
開催日時	平成29年2月16日(木)午後2時00分～4時00分				
開催場所	東村山市いきいきプラザ マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (定例会委員) 岸野靖子、村瀬崇、秋元厚彦、高橋節夫、 高橋千恵子、高澤律子、山中誠一、田宮良、 千葉道子 (市) 花田障害支援課長、小倉課長補佐、宮本事業係長、 加藤支援第1係長、西尾支援第2係長</p> <p>●欠席者：小林委員、松本委員、芦崎委員、長島委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	2名
会議次第	1. 開会 2. 協議(報告)事項 (1) 研修会の開催報告 (2) 専門部会の活動内容の報告 (3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について (4) 東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容の報告 3. 情報交換 4. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部障害支援課 担当者名 加藤 電話番号 042-393-5111(内線3166) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
1. 開会 ○委員の出席者数が過半数を超えているため、会議が成立。欠席委員は4名。 ○会長 それでは、傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。 <p style="text-align: center;">(発言する者なし)</p> ○会長 異議なしと認めます。それでは、傍聴申請があればこれを許可します。本日の会議の内容ですが、お手元に配布してある次第のとおりです。よろしくお願ひします。					
2. 協議(報告)事項 (1) 研修会の開催報告について					

○会長

次第の2、協議（報告）事項です。（1）研修会の開催報告についてを、議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局A

去る1月28日土曜日に研修会を開催し、定員50名のところ、41名の方に出席いただきました。出席された方の内訳としましては、自立支援協議会委員や市職員のほかに、生活介護や就労継続支援B型、児童発達支援、居宅介護、グループホームや入所施設、相談支援、訪問看護の職員でした。

研修は、職員さんのスキルアップに焦点を絞り、「お互いに学び、気付き、支え合うとは？」をテーマに、スーパービジョンについての講義とグループワークを通じて知識と支援力向上を目指す内容で実施しました。

○会長

当日出席された委員の皆さんから、講師や研修内容等についてご感想やご意見を伺います。

○A委員

研修会では、閉会の時に皆さんの顔がすごくいきいきとしていて、皆さんの顔が輝いていたことが印象的でした。今回の研修で学んだことをどう自分の職場で活かすかが課題だと思います。

○B委員

始まる前は、スケジュールが長いという印象があったのですが、研修会が始まってみるとあっという間に時間が過ぎていました。

○C委員

研修会は、地域で業務に関わっている方々が参加してくださったと思います。グループワークを中心にしたことによって、うちではこういう援助をしている、この人にも関わっているとか、今後こうしたほうが良いという話につながりました。事業所間同士の横のつながりが強化できたと感じています。

○D委員

研修会は、長い時間ではありましたが、それぞれの参加者が充実した時間が送れたと感じます。

○E委員

今まで学んできたソーシャルワーカーとしての価値観や大切にしているものを振り返る良い機会だったと思います。またグループワークですが、「東村山ってどんな市？」というのが、グループ内で盛り上がりました。日頃なかなか会う機会がない他職種の方と知り合えたことが良かったと思います。非常に心に響く研修でした。

○会長

平成29年度も研修会あるいは講演会を実施したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○B委員

研修会は、横のネットワークを作る意味でも引き続き開催していければと思います。

○会長

引き続き開催すべきというご意見がありました。

○E委員

今回と同じテーマで何回か実施してもいいかなと思います。

○F委員

現場の職員が参加できるような研修があれば、今まで以上に、横のつながりも広が

るのかなと思いました。顔が見えるような環境作りが必要ですし、そのような機会を設けていただければと思います。

○G委員

土曜日に研修に参加することは、職員の就労保障をしないと参加できないということがあります。みんなが顔見知りになっていろいろな意味でコミュニケーションが取れる機会が多くあると良いと感じました。

○D委員

何か日常の業務の中で困ったときにはその研修会で得たものを活用していくことも必要だと思います。当協議会の研修会では、今回のように事業所間の顔つなぎが有効かなと感じております。

○会長

支援をしていくうえで横の連携は大事なので、この研修会を継続していくべきという意見が多いようです。運営会議でさらに練っていただく必要があるかと思えます。研修会の回数は1回でよろしいでしょうか。土曜日の開催は職員の派遣が難しいとのご意見もありましたので、運営会議で開催時期等についても検討してください。

○E委員

精神保健の分野ですと、東村山市精神保健福祉ケア検討会という会議を毎月1回のペースで行っております。他に、夜の事例検討会を行ったりしています。精神以外の知的の事業所等では有志の集いはあるのでしょうか。

○事務局B

東村山福祉ネットワークがございます。東村山福祉ネットワークでは、市内の知的障害や精神障害のある方の施設従事者が集まり、月に1回ぐらいのペースで開催しております。先日は、元保健所長さんをお呼びし、研修会等を実施したと伺っています。また、市内の居宅介護事業所の方々は、居宅事業所交流会を開催しております。2か月に1回のペースで開催し、市内及び近隣市のヘルパーさんが事例検討や情報交換を行っております。

○会長

それでは、平成29年度も職員向けの研修を実施することでよろしいでしょうか。
(異議なし)

○会長

研修会の開催回数は、1回でよろしいでしょうか。

○副会長

研修会の開催回数については、運営会議等でも話し合っても良いかと思えます。

○会長

それでは、研修会の開催回数等については、運営会議等でももう少し検討してください。次に進みます。

(2) 専門部会の活動内容の報告について

○会長

協議(報告)事項の(2)専門部会の活動内容の報告についてを議題とします。相談支援部会長さんお願いします。

○相談支援部会長

活動内容については、大きく3点に分かれ、1点目としては、今年度の相談支援部会の活動テーマの1つでもある「業務を通じて感じた課題について解決策を考える」と題し、日頃の業務でたくさんの相談を受けて感じたこと・感じていることを出し合

い、2グループに分かれて意見交換を行っております。部会員から出された意見は、前回の定例会資料4としてお配りしておりますが、この資料を基に話し合いをしております。

2点目は、基幹相談支援センター、3点目は地域生活支援拠点で本市としてのあり方について、情報収集と意見交換を行っております。

なお、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点については、市の障害福祉計画に設置の検討をしていくことが明記されております。

○会長

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点についてご承知されている方もいらっしゃると思いますが、市から説明をお願いします。

○市

資料1を基に基幹相談支援センターと地域生活支援拠点について説明する。

○相談支援部会長

基幹相談支援センターについて意見交換を始めるにあたり、相談支援機能の充実と連携強化のために必要となる各機関の役割について、意見交換を行いました。まずは、委員の知識を共有するために、8月に埼玉県狭山市と国分寺市、10月に武蔵野市の基幹相談支援センターを視察し、各機関の役割について意見交換を行いました。資料2にもありますとおり、人材育成、ネットワーク、法関係、ニーズ把握、機能強化等について国と市、地域の役割について整理したところです。

3点目の地域生活支援拠点については、平成27年度に国のモデル事業を行った、八王子市に視察に行きました。八王子市では、平成26年度から自立支援協議会の地域移行・継続支援部会で、地域生活支援拠点事業について検討を始めていたそうです。

八王子市は、学識経験者2名と5つの相談支援事業所等が中心となって事業を進めていると伺いました。また、市の面積が広く、人口が多いので、なかなかネットワーク化が難しい一方、各相談支援事業所からあがってきた事例の蓄積やニーズについてデータ化して集約しているとのことでした。面的整備では、既存の事業所やネットワークをどう活用していくかが課題になるのかなと感じました。

次に前回の定例会で会長から指示のありました東村山市に求められる生活訓練事業についての意見交換を行いましたので、ご報告いたします。

相談支援部会としては、業務を通じて感じた課題について解決策を考える中でも、生活訓練を行う事業所が市内にないことから、事業所が必要ではないか、という声が挙がっていました。1月20日の部会で、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の立場として、東村山市にはどのような支援を行なう生活訓練が必要と感じているのか、意見交換を行いました。

委員に共通する意見としては、何らかの事情により引きこもっている方や、何らかの事情で次のステップに進むことに困難さがある方に対する訪問支援が必要であることと、作業所では作業を通じての支援はできても利用者さんの自宅を訪問して行う生活部分の支援には限界があることから、通所させるために必要な能力を高める支援が必要であること、それから病院や地域活動支援センターの役割やプログラムと重複しない、障害特性や専門性に配慮した支援が必要であり、これらの支援が提供できる施設が望ましいとの意見がありました。

最後に、サービス等利用計画の達成率については、資料3のとおりです。

○会長

相談支援部会の報告に対するご質問・ご意見は、就労支援部会の活動報告の後に伺いたいと存じます。次に、就労支援部会の活動内容の報告について、就労支援部会長

より報告をお願いします。

○就労支援部会長

就労支援部会では、活動テーマの一つである「就労や就労を継続していく上での諸課題」で、意見交換の終わっていない就労移行支援と就労継続支援A型について、市内の事業所さんにオブザーバーとして参加していただき、課題等について抽出を行いました。

協議した意見のまとめは資料4のとおりです。

就労移行支援では、定着支援の他に、雇用先との連携強化や職場開拓など常に情報収集や意見交換などを行っていることが感じ取れました。

次に、就労継続支援A型ですが、A型の利用者さんに求められる能力は、一般企業に就労される方と同等の能力が求められ、作業ペースや精度は障害特性により若干の遅れ等があるものの、結果としては高い要求に応えられています。職員さんからは、利用者さんが企業就労などで次のステップに進んだ際、その方の後任となる利用者さんの確保が難しい状況があること、また特別支援学校の卒業生の進路希望として人気の進路は、一般企業への就労希望が多く、A型への事業所通所は作業内容とのミスマッチの兼合いなのか人気が少ないため、今後のPRにも力を入れたいとの話がありました。

次に、前回の定例会で会長からの指示がありました、東村山市に求められる生活訓練事業について、意見交換をしたので、報告いたします。日頃の業務を通じて、当市にはどのような支援を行う生活訓練が必要なのか、意見交換を行いましたところ、各委員からは、次のような意見がだされました。

各特別支援学校の先生からは、不登校により在宅が主たる生活の場になってきている生徒が増えていることから、通所のみならず、訪問を積極的に行い、支援員さんによる状況に応じた支援が必要であることや、就労に必要な動機づけや訓練等の基礎部分の支援や家庭環境等の課題整理をするなど、利用者さん以外への支援も必要であるとの意見がありました。

○会長

本日欠席の委員さんから生活訓練について事務局に意見が届いているようですので、報告をお願いいたします。

○事務局A

それでは読みあげます。日頃からひきこもりの方からの相談に対応していて、そこで感じたこと、早期発見、早期介入、そして家族支援の大切さ、そして、ご本人の居場所と生活スキルの支援が必要です。早期発見については、福祉の現場で携わっている職員が発見することが一番大事だと思うのですが、発見した後の支援を関係機関とともに一緒にやっていきたいという思いから、事務局に連絡させていただきました。

ぜひ市内でも着実に訪問支援をしていただき、ひきこもりの方々が外に出る楽しさ、社会とのつながりを保つことで、社会は楽しいということを積極的にアプローチしていただける支援を是非お願いしたい。以上です。

○会長

両部会の活動報告についてご質問、ご意見、ご感想がありましたらお願いします。

○B委員

課題の早期発見にあたりましては、社会福祉法人連絡会の活用を図っていくことが良いのかな、と思いました。社会福祉法人連絡会の27法人には障害分野だけでなく、高齢分野や子ども分野も入っておりますので、様々な法人が関わることで、早期発見の窓口が広がっていくのではないかと思います。

早期発見をしながら支援の手を差し伸べていくことが必要となってきましたので、共通の認識を持ちながら東村山の福祉の向上にむかっていければと感じました。

○会長

相談支援のネットワーク、早期発見を広げていくために間口を広げていくことも大事なことだと感じております。次に進みます。

(3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について

○会長

協議事項の(3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有についてです。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点については、第4期の障害者福祉計画で検討事項になっておりますので、まずは基幹相談支援センターや地域生活支援拠点のあり方について、皆さま方からご意見をいただきたいと思っております。その他の課題については各相談支援部会の報告を受けて、次回に検討していきたいと思っております。

今までも途中経過の報告は各専門部会の報告にもありましており、地域においてネットワークが必要であり、個別の支援については、各事業所で頑張っていると思っておりますが、地域での支援やネットワークの構築、緊急時の対応、困難ケースの対応について、さらに専門性を高めていくためにどうしていくのかという人材育成の部分について、中心に関われるような核となるセンターの立ち上げや地域生活支援拠点の体制整備というのが当市の大きな課題になるのかなと思っておりますので、まずは、定例会でご意見をいただきたいと思っております。

○G委員

国から出されている基幹相談支援センターの役割イメージの中に心理士が入っていないのが不思議です。

○事務局B

資料1は平成24年に国から出された資料ですので、障害種別についても難病の方が入っておりません。また、この資料は、あくまでイメージなので、臨床心理士を入れている基幹相談支援センターもあります。今後は、国の資料を参考にしながら、地域の実情に応じてあり方の検討になりますので、皆さま方からいろいろなご意見を頂ければと思います。

○会長

基幹相談支援センターは、東村山市のモデルをしっかり作っていただければいいと思います。ひきこもりの方のメンタルヘルスの課題等について、東村山の中でチームとして取り組めたら良いと思います。

○F委員

各事業所が、ひきこもりの方々にどのように支援していくか、各事業所でもっとやれることがないかと自ら探さないと、ひきこもりの方の支援は難しいかなと思っております。

○会長

困難ケースや支援が多岐に渡る方々については、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の役割として、支援の体制を整備していくことが大切なのではないかなと皆さま方のお話を伺って思いました。他にご意見いかがでしょうか。

○C委員

先ほどお話のあった基幹相談支援センターがあると、支援が難しい方の中心的存在になると思うのですが、現状では相談支援事業所やる一とが主体になっていただいております。主軸を作るのは良いことだと思います。

○会長

地域の中で支援の主軸を作るのが大事というご意見でした。他にいかがですか。

○G委員

不登校のまま行き場所がなく在宅している方や事業所に通所することをやめて在宅している方も多くいます。その方達をどうやって発掘し、どう関係機関につないでいくか難しいところです。ぜひ基幹相談支援センターには、関係機関につなぐためのパイプ作りをしていただけるとありがたいです。

○会長

基幹相談支援センターの役割としてパイプ作りとのご意見でしたが、他にご意見いかがでしょうか。

グループホームの設置が徐々に増えてきていますが、その後の支援がなかなか及んでいません。地域生活支援拠点の体制整備は、地域でどうしていくのかが大きな課題と思います。各事業所でアフターフォローをどうするのか課題もあるようです。

○F委員

グループホームは、世話人さんの確保が課題です。グループホームは、生活の場なので、一人一人の生活を守っていくということでは、世話人さんの役割が大きいと思います。

○会長

グループホームの世話人さんの育成が大きな課題であると思います。人材育成について今後も当協議会で重点を置いた研修内容を組んでいく必要があると思ったのと地域生活支援拠点の実現に向けて中心的な役割を果たしていけると良いかなと思います。他にご意見、ご感想を伺いたいと思います。

○G委員

グループホームの世話人の専門性を高めるための国の体制をもっと整えるべきではないかなと思います。国の施策として、障害のある方を施設から地域に戻そうと言っているのに、世話人の質というところで、大きな穴が開いているように思うのですが、いかがでしょうか。

○会長

市から、グループホームの世話人さんの資格について説明できますか。

○市

世話人さんの資格要件はありませんが、障害者虐待防止法が施行されてから障害者虐待が一番多いのがグループホームということを東京都や他市からも聞いています。相談支援部会の委員さんや特別支援学校の保護者等からも、本市には量より質の高いグループホームを設置してほしいと伺っております。グループホームの新規設置等に関する事業者からのご相談があった際には、事業所指定は都になるものの、これらのご意見を踏まえて、福祉に相当の経験のある有資格者もしくはグループホームに相当の経験の有する方を世話人として配置していただけるよう、お願いをしております。市内の法人さんには、市の意見にご理解をいただいております。

○会長

グループホームの世話人さんの体制の問題、それから専門性を高めていく質の向上というのは、大きな課題だと思います。

○副会長

当協議会の専門部会に居住支援に関する部会を作って、居住部分で関わりのある方々にお集まりいただき、情報の共有と専門性の獲得を目指していくべきではないかと思います。

○会長

他にご意見どうでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点についてご意見を伺ってきたところではありますが、引き続き定例会で検討していきたいと思います。さらに運営会議で課題の整理をしていただければと思います。それでは本日の東村山市における現状の把握と課題の共有については以上とします。

(4) 東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容の報告について

○会長

次に進みます。(4) 東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容の報告について、事務局から報告をお願いします。

○事務局D

10月31日に第1回目の検討委員会が開催され、11月29日に第2回目が開催されました。委員意見として、東村山市の規模に対して、27の社会福祉法人があるのは、非常に大きなことであり、27法人が力を合わせることで、大きな力になっていくのではないかと意見が出されました。また、地域で困っている方々と関わっていく中で、困っている人が直接市役所などに行くのは難しいのではないかと、なるべく身近なところで1つでも多くの相談窓口が必要ではないかと意見が出されたところです。それぞれの法人の守備範囲を越えるニーズが出てきたときや関わりを継続する必要が出てきたとき、旗振り役になっていただく法人も必要ではないかという話も出ております。

委員会オブザーバーからは、社会福祉法人だけで地域のニーズを解決しようと考えているわけではなく、幅広い連携体制を検討していきたいということや、今後、地域で早期に発見して制度につなげることと、制度では対応できないニーズがあれば新たな取り組みを作り上げていくことが求められていることや、今回の相談事業検討委員会が動いて行った中で、相談がそこに至るまでの入り口という流れができると良いのではないかと意見も出されたところです。

○会長

参加された委員の皆さまからご意見等ありますか。

(意見なし)

○会長

相談事業検討委員会の委員を務めていただく委員さんにはお忙しい中、参加していただきありがとうございます。今後も検討委員会への出席等、お願いします。

3. 情報交換

○会長

次第の3. 情報交換です。本日は、障害者就労支援室と市からお話があると伺っています。

○障害者就労支援室

公開講座について説明がなされる。

○市

市からは、平成29年度の障害福祉サービス報酬改定の概要についてご説明させていただきます。本日は、国から報酬改定のお知らせがきましたので、周知させていた

だきます。

国では、障害福祉人材について引き続き処遇改善を行うべく、競合する他の産業との賃金差を解消するという観点から、処遇改善加算が平成29年度から別紙資料のとおりとなります。

○会長

事前に情報交換したい項目等がありましたら、事務局に事前にお伝えいただければ幸いです。最後に、事務局から何かありますか。

○事務局D

次回の定例会ですが、5月頃を予定しております。会場等の都合もありますので、日程調整のうえ、改めて連絡します。

4. 閉会

○会長

それでは、以上を持ちまして、平成28年度第3回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。